

## 足立区葬祭施設等設置整備基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例（平成24年足立区条例第93号。以下「条例」という。）第20条第1項の規定に基づき、足立区における良好な都市環境の整備及び管理を推進するため、葬祭施設等の設置に関し、必要な事項を定めるとともに設置事業者への事前指導及び助言を行うに当たっての基準を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 葬祭施設等 斎場、遺体保管所、エンバーミング施設、ペット火葬施設等その他区長が特に認める施設をいう。
- (2) 斎場 業として葬儀等を行うことを主たる目的とした集会施設をいう。
- (3) 遺体保管所 業として遺体を保管（運送契約に基づき一時保管するものを含む。）する施設で、葬儀を行う設備を持たないものをいう。
- (4) エンバーミング施設 業として薬剤を使用した遺体の保存、修復等の作業を行う施設で、葬儀を行う設備を持たないものをいう。
- (5) ペット火葬施設等 次のいずれかに掲げる施設をいう。

ア 犬、猫、その他の愛玩用に飼育されていた動物の死骸の火葬に要する焼却設備を有する施設

イ 犬、猫、その他の愛玩用に飼育されていた動物の死骸及び焼骨を埋葬する施設

ウ 犬、猫、その他の愛玩用に飼育されていた動物の焼骨を納骨する設備を有する施設

- (6) 移動火葬施設 犬、猫、その他人に飼育されていた動物の死骸の火葬に要する焼却設備を搭載し、移動することができる自動車等をいう。
- (7) 葬祭施設等の設置 新たに葬祭施設等を建築すること、既存建築物を新たに葬祭施設等に変更すること、又は既存の葬祭施設等の一部若しくは設備を変更することをいう。
- (8) 近隣関係住民等 葬祭施設等の敷地境界から100メートル以内に居住する者及び土地又は建築物の権利を有する者、並びに関係町会又は自治会等をいう。

### (事業者の責務)

第3条 事業者は、葬祭施設等の設置及び管理運営にあたっては、周辺の居住環境及び生活環境等に及ぼす影響を十分に配慮し、良好な近隣関係を損なわないよう努めるものとする。

2 事業者は、葬祭施設等の設置及び管理運営について、周辺の居住環境又は生活環境等に対して悪影響を発生させ、又は周辺の住民から苦情があったときは、誠意を持って解決に努めなければならない。

### (事前協議及び承認)

第4条 事業者は、葬祭施設等の設置をしようとするときは、建築基準関係規定に基づく申請手続を行う前に事前協議書（第1号様式）を区長に提出しなければならない。

2 前項に規定する事前協議書で協議を必要とする事項は、この基準に定める近隣関係住民等

との調和、環境整備事項、管理運営事項及びその他事業の重要な計画内容とする。

3 事前協議書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 葬祭施設等設置計画概要書（第2号様式）
- (2) 案内図
- (3) 公図写・敷地求積図
- (4) 土地利用計画図・配置図
- (5) 各階平面図・立面図・断面図
- (6) 管理運営関係書類
- (7) その他区長が必要と認め指示する図書等

4 前項に掲げる図書の作成方法は、足立区環境整備基準細則を準用する。

5 区長は、第1項の事前協議書が提出されたときは、これを審査し、条例及び第8条から第10条までに定める事項に適合すると認められるときは、事前協議承認書（第3号様式）を交付するものとする。

（事前公開）

第5条 事業者は、葬祭施設等の設置に係る計画等の周知を図るため、前条の承認後に当該建築物の敷地の見やすいところに当該計画等の概要を記載した標識（第4号様式）を設置するものとする。ただし、事業者が法令等に基づき設置した標識に周知すべき内容が全て含まれていると区長が認めたときは、この限りでない。

2 前項の標識の設置期間は、葬祭施設等の設置に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく手続を行おうとする日（2以上の手続を行う場合は、最初の手続を行おうとする日）又は葬祭施設等の設置予定日のいずれか早い日の60日前から工事が完了した日までの間とする。

3 事業者は、前項の規定により標識を設置したときは、当該設置の日から7日以内に、標識設置届（第5号様式）を区長に提出しなければならない。

（近隣関係住民等との調和）

第6条 事業者は、標識を設置した日から10日以内に、近隣関係住民等に対し、その計画の内容について説明会により周知するものとする。ただし、事業者が法令等に基づき実施した説明会において、既に当該計画に関する周知がなされていると区長が認めたときは、この限りでない。

2 前項前段の説明会を開催しようとするときは、開催日の5日前までに、日時及び場所を近隣関係住民等に掲示及び個別配布等の方法により周知しなければならない。

3 事業者は、前項の説明会を行ったときは、その内容について説明会報告書（第6号様式）を作成し、区長に提出するものとする。

4 事業者は、近隣関係住民等と十分に協議し、地域コミュニティの形成に積極的に寄与するよう努めるものとする。

5 事業者は、事業によって生じたすべての紛争の解決について、誠意をもってあたるものとする。

（移動火葬施設に伴う事前周知）

第7条 移動火葬施設を用いて事業を行う者は、事業を行う場所の近隣関係住民等に対し事前

に周知するとともに、問合せ及び要望等に対しては、誠意をもって対応しなければならない。

(環境整備事項)

第8条 事業者は、葬祭施設等の設置をしようとするときは、次に掲げる事項に適合するよう努めなければならない。

- (1) 原則として現況幅員6メートル以上の道路に接して設けること。
- (2) 原則として道路に沿い、幅員1.5メートル以上の自主管理歩道を敷地内に設けること。ただし、事業区域に接道して公共歩道がある場合を除く。
- (3) 隣地境界線から葬祭施設等の外壁までの距離は、原則として、1.5メートル以上とし、後退した部分の隣地境界沿いは、中高木の樹木などによる緑化に努めること。
- (4) 接道部及び敷地内は、足立区緑の保護育成条例(昭和51年足立区条例第39号)の規定に基づいて緑化の推進に努めること。
- (5) 自動車駐車場は、原則としてその用途に供する部分の延べ面積100平方メートルあたり1台以上を敷地内又は隣接地に確保すること。ただし、斎場及びペット火葬施設等については当該台数が5台未満になる場合は5台以上を確保すること。
- (6) 必要に応じて自転車駐輪場を設置すること。
- (7) 周囲の景観等との調和に配慮した計画とすること。
- (8) 遺体又は棺が当該葬祭施設等の外部から視認されないように配慮した計画とすること。

(管理運営事項)

第9条 事業者は、葬祭施設等の管理運営について次に掲げる事項を遵守するとともに、近隣関係住民等の意向を可能な限り尊重するものとする。

- (1) 花輪の設置は葬祭施設等の敷地内のみとし、原則として接道部分には設置しないこと。
- (2) 通夜、告別式等は、葬祭施設等の敷地内で行うこと。
- (3) 葬祭施設等内外の音又は臭い等については、できるだけ周囲に影響のないよう防音・防臭等に配慮すること。
- (4) 葬祭施設等周辺の道路状況により、交通渋滞等が予測される場合は、会葬者等の自動車による来場を自粛するよう指示するとともに、事故の防止に努めること。
- (5) 葬祭施設等の周辺地域内に商店街等が隣接している場合は、会葬その他により、営業の妨げになる行為等のないよう努めること。
- (6) 施設及び周辺地域に周囲の景観を損ねるような広告物等の掲示は行わないこと。
- (7) 施設の管理を適切に行うとともに、近隣関係住民等から管理運営方法等についての苦情があったときは、誠意をもって速やかに対応がとれるよう体制を整えること。
- (8) その他近隣関係住民等の生活環境に配慮するとともに、事業により居住環境及び生活環境に影響を及ぼす恐れがある場合は、当事者間で十分協議を行うこと。
- (9) 葬祭施設等で遺体又は棺の運搬作業を行うときは、建築物の内部で運搬作業を行う等遺体又は棺が当該葬祭施設等の外部から視認されない措置を講ずること。

(足立区環境整備基準の準用)

第10条 葬祭施設等の設置にあたっては、足立区環境整備基準(平成25年4月1日施行)

第5条から第25条までに定める協力責務を遵守するものとする。

(工事完了の報告)

第11条 事業者は、当該葬祭施設等の設置が完了した時点で、遅滞なく工事完了報告書（第7号様式）を区長に提出するものとする。

(計画変更及び事業者変更)

第12条 事業者は、葬祭施設等設置計画を変更し、又は事業者を変更しようとするときは、速やかに計画変更届（第8号様式）を区長に提出するものとする。

2 事業者は、当該設置計画又は設置する葬祭施設等を譲渡又は賃貸する場合において、この基準に基づく区との協議及び近隣関係住民等との間で申し合わせ内容等があるときは、譲受人又は賃借人に引き継ぎ、これを遵守させるものとする。

(協議事項の履行)

第13条 事業者は、区と協議した事項について誠意をもって確実に履行するものとする。

(事業者名の公表等)

第14条 区長は、本基準に基づく協議及び区の指導に応じない事業者がある場合において、条例第24条により必要があると認めるときは、事業者に対し協議に応じ又は指導に従うよう勧告することができる。

2 区長は、事業者が前項の規定による勧告に従わない場合において、条例第25条により特に必要があると認めるときは、事業者が当該勧告に従わない事実を公表することができる。

付 則（15足都建指発第395号 区長決定）

この要綱は、平成15年9月1日から施行する。ただし、この要綱施行日前に着工したのものには適用しない。

付 則（17足都建調発第619号 区長決定）

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。ただし、この要綱施行の際、既に旧要綱による事前申出書を受理したものについては、旧要綱を適用する。

付 則（24足都建発第882号 平成24年11月21日 区長決定）

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。ただし、この要綱施行の際、既に足立区斎場の設置に関する指導要綱（17足都建調発第619号。以下「旧要綱」という。）による事前申出書を受理したものについては、旧要綱を適用する。

付 則（24足都建発第1109号 平成24年12月18日 区長決定）

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（27足都建発第1224号 平成28年3月17日 区長決定）

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱の施行の前日に、建築基準法第6条第1項に規定する確認申請が提出された計画については、この要綱の規定は適用しない。

付 則（30足都建発第1779号 平成31年3月26日 区長決定）

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（2足都建発第2194号 令和3年3月31日 区長決定）  
この基準は、令和3年4月1日から施行する。

